# 滞納整理を強化しています

問税務課 収納対策室 ☎ 52-5804

税金の主な使い道は、私たちの町をより豊かで住みよいものにするため、福祉、教育、道路、住宅、上下水 道、公園などの生活環境の充実、産業基盤の整備、消防、救急活動など、自主的に活動するための財源を確保 することを目的としています。よって、納期限を過ぎ、督促後も未納の場合は、法に基づき厳しい滞納処分を 行うことになります。町では、財源を確保するため、また税負担の公平性を保つために、納税に誠意が見られ ない人に対して各種財産の調査を行い、差押や換価などの滞納処分を実施しています。

令和3年度も、専門知識を有した山口県税務課職員(徴収対策班9人)とともに町税などを徴収する併任徴 収制度を活用し、町内外の滞納者に対してさらに厳しい取組を実施していきます。

## 滞納すると不利益を受けることがあります

#### ■滞納処分の流れ

### ①督促・催告

納期内に納付がない場合、文書、電話、自宅訪 問などによる督促・催告を行います。この場合、 督促手数料や延滞金が加算されます。

#### ②財産調査

更に納付がない場合、金融機関、保険会社、勤 務先、取引先などの財産調査を行います。

#### ③ 美押

預貯金、生命保険、給与、売掛金、不動産およ び自動車などを差押えます。

居宅や事務所を捜索し、動産などを差押えます。 ※裁判所の令状は必要としません。

## ⑤公売・換価充当

差押えた財産は、公売(売却)により換価(現金化) し、滞納金に充当します。

納税に誠意が見られない場合、 自動車などを差押え、タイヤ ロックを行う場合があります。



#### ■令和2年度の実績

- ◇給与等調査 111人 ◇官公署等調査 146人
- ◇預貯金・生命保険調査 395人 ◇差押 54人

#### ■対象となる税や料

町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険 税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道受 益者負担金および保育料など

### ■延滞金の利率(令和3年中)

納期限の翌日から1か月を経過する日まで 2.5% 納期限の翌日から1か月を経過した日以降 8.8%

# <sup>命和3年度</sup> 生活基盤整備支援事業の申請を受け付けます

地域の生活基盤である生活道(里道)、農道およ び林道(いずれも私道を除く)の整備または補修を 地域の利用者が共同で行う場合に、必要資材の購入 費および作業用特殊機材の借上げ費を助成します。

用排水の水路、側溝の整備、浚渫などのほかに、 ため池などの農業用施設の補修も該当します。

令和3年度工事を予定する地区からの申請を、次 のとおり受け付けます。

#### ◇支援基準

支援区分	支援限度額(上限)
道路の改良を 主工事とするもの	受益世帯数 ×
	10万円以内(50万円)
道路の舗装を 主工事とするもの	
水路の整備を 主工事とするもの	受益世帯数
ため池補修を 主工事とするもの	× 6万円以内(30万円)
用排水路の浚渫 取水施設の補修	
その他 (上記に準ずるもの)	受益世帯数 ×
	4万円以内(20万円)

問建設課 土木管理係 ☎ 52-5807

#### ■支援の対象となるもの

#### ◇資材購入費

整備や補修に必要な原材料で、常温・加熱アスファ ルト合材、生コンクリート、セメント、真砂土、 クラッシャーラン、粒度調整砕石、土のう、床板、 コンクリート水路、ベンチフリューム、ヒューム 管、コンクリート・アスファルト殻の処分費など

### ◇作業用特殊機材の借上げ費

土工機械のバックホー、ダンプトラック、締固め 機械、振動ローラー、運搬費、燃料費など

※資材購入費と機材借上げ費の合計額について、左 記の支援基準の限度額の範囲内で助成します。 なお、原材料は現物支給を行う場合もあります。

#### ◇申請方法

申請書を建設課で受け取り、記入後、直接提出

- ◇申込締切日 6月30日(水)

予算に限度がありますので、事業の公益性・緊急 性などを考慮して申請書の内容を審査します。支 援を決定した場合には決定通知書を送付します。